

公益社団法人 会津青年会議所会館管理規程細則

第1条 公益社団法人会津青年会議所会館（通称 JC 会館）の利用に関し必要な事項については、この細則の定めるところによる。

第2条 （利用の目的）

本会館を利用する者は、本会の事業を行う場合及び本会の運動の趣旨にそった活動を行う場合とする。

第3条 （利用の申込）

正会員及び特別会員が本会の事業に関わるもの以外で本会館を利用する場合は、利用前日までに別記様式の申込書により申し込まなければならない。

第4条 （利用の許可）

公益社団法人会津青年会議所が主催及び後援をする事業活動について、正会員及び特別会員以外の者が第2条の目的により本会館を利用する場合は、原則として前日までに別紙様式の申込書により申込み、理事長がその利用内容を検討し、会館の利用状況を勘案してその可否を決定し、希望者に通知する。

第5条 （利用者の遵守事項）

本会館を利用する者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

1. 利用についての責任者を明確にしておくこと。
2. 火気の使用に付いては特に留意し、裸火の使用は行わないこと。
3. 使用した設備、備品は現状に復し、整理整頓をすること。
4. 使用者は使用後清掃を行い、電気設備、照明、ストーブ、ガス、灰皿の始末、及び施錠は必ず行い特別に注意し確認すること。
5. 他の利用者の迷惑となるような行為をしないこと
6. 酒気を帯びて入館し、又は会館内で飲酒をしないこと。但し、JC 慣例の行事等は
この限りではない。
7. 本会館の備品・設備等を破損させた場合は現状に復すること。

第6条 （カギの管理）

会館のカギについては専務理事の責任において管理するものとする。

第7条 （備品等の使用）

本会館の備品を使用するものは、事前に別記の申込書を提出すること。

第8条 （利用期間及び利用時間）

1. 本会館の利用は原則として、JC 会館開館日とする。
2. 本会館の休館日は次の通りである。
土・日曜日、祝祭日、振替休日、盆休み3日間、12月29日より1月3日まで

3. 利用の時間は午前9時より午後10時までとする。
4. 特別の理由があると認められるときは、開館日、開館時間を臨時に変更することが出来る。

第9条 正会員及び特別会員については前項の規定にかかわらず休館日も含めて午前9時より午後10時までとする。

第10条 (無料使用の原則)

本会館の使用料は原則としてこれを徴収しない。

第11条 (改廃)

本細則の改廃は理事会の議決による。

附 則

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。